

改正概要説明書	
国名： ニュージーランド	法令名： 特許法
改正情報： 2013 年 7 月 1 日に改正された 1953 年法 No. 64	
改正概要：	
<p>ニュージーランドの特許法は 2011 年にも改正されており, 2013 年の改正はマイナーな改正である。改正の概要は次の通り。</p>	
<p><b>1. 特許庁職員の罰則規定</b> 特許庁職員の職務外での発明者支援の違反行為に対する罰金に変更された(第 6 条)。</p>	
<p><b>2. 国防及び原子力に係る発明</b> 国防及び原子力に係る発明に関する犯罪はいつでも起訴できることを明確化した(第 25 条, 第 26 条)</p>	
<p><b>3. 訴訟費用の負担</b> 訴訟の勝訴側が弁償を受ける費用の範囲が拡大した(第 73 条)。</p>	
改正内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第 6 条 特許庁の幹部職員及び一般職員は特許に係る権利を取得し又は明細書を作成してはならない</b> (2)において「略式手続により 100 ドル以下の罰金に処する。」が「40 ドル以下の罰金に処する。」に変更された。</li> <li>・ <b>第 25 条 一定の発明の秘密保持に関する規定</b> (7)は新設項目である。</li> <li>・ <b>第 26 条 原子力に関する発明</b> (8)において、「公訴による有罪の判決」が「有罪の判決」に変更された。 (9)は新設項目である。</li> <li>・ <b>第 73 条 明細書の有効性が争われたことの証明書</b> (2)において「クレームに関する弁護士と依頼人との間に通常生じる費用」が「クレームに関する依頼人に通常生じる費用」に変更された。</li> </ul>	

・第 105 条 登録簿等の虚偽記載

(1)において「公訴に基づく有罪の判決」が「有罪の判決」に変更された。

(2)は新設項目である。

・附則 1 廃止法令

廃止法令として第 119 条(1)が削除され、1947 年緊急規則継続法（1947 年 No. 66）の修正部分が追加された。